

## 秋田市道路除排雪業務等契約希望者登録要綱

〔平成27年5月14日〕  
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する道路除排雪業務等に係る業務委託契約について、契約を希望する者をあらかじめ名簿に登載し、当該名簿に登載された者のうちから契約の相手方を選定することに関し必要な事項を定め、道路除排雪業務等の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象となる業務委託契約)

第2条 対象となる業務委託は、道路除排雪業務、大規模堆雪場管理運営業務、凍結抑制剤散布業務等の冬期の道路交通の安全確保のための業務委託契約とする。

(登録名簿)

第3条 市は、前条の業務委託契約について契約を希望する者を道路除排雪業務等契約希望登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

(対象となる者等)

第4条 登録名簿への登載（以下「登録」という。）の対象となる者は、原則として、市内に本店、支店、営業所等を有する法人または市内に住所を有する個人事業主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録をしない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- (2) 希望する業務を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (3) 申請日の直前1年において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 法令で義務づけられた社会保険に未加入または未納がある者

(6) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有すると認められる者

(7) 申請者もしくは申請者の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わっていない者又は執行を受けることがなくなっていない者

(8) 第10条の規定により登録を取り消され、1年を経過しない者

(9) 前各号に掲げるもののほか、登録が不相当であると認められる者  
(登録を希望する者の募集)

第5条 市長は、登録を希望する者を期間を定めて募集するものとする。  
(登録の申請等)

第6条 登録を希望する者は、秋田市道路除排雪業務等契約希望者登録申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認める者を登録名簿に登載するものとする。  
(臨時の登録)

第7条 市長は、災害等への対応のため必要があると認めるときは、第4条第1項および前2条の規定にかかわらず、適当であると認める者を臨時に登載名簿に登載することができる。

2 前項の場合における登録の有効期間は、登録をされた日からその日の属する年度の末日までとする。  
(申請内容の変更等)

第8条 登録名簿に登載された者（以下「登録名簿登載者」という。）は、第6条の申請書に記載した内容に変更があったとき又は事業を廃止したときは、速やかに市長に届出しなければならない。

(経営の状況等の報告)

第9条 登録名簿登載者は、市長の求めに応じ、当該登録名簿登載者の経営の状況等について別に定める書類により報告しなければならない。

(登録の取消し等)

第10条 市長は、登録名簿登載者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 第4条第2項第1号から第7号までの規定のいずれかに該当した場合

(2) 倒産し、又は破産した場合

(3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の関係法令に違反する行為を行う等の不正又は不誠実な行為があった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 市長は、第1項の規定により登録名簿登載者の登録を取消したときは、遅滞なく書面により通知するものとする。

（登録効力の停止）

第11条 市長は、登録名簿登載者、その役員又はその使用人等（以下この条および次条において「登録名簿登載者等」という。）について契約業務において生じた事故等があった場合は、別表第1の左欄に掲げる措置要件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間の範囲で情状に応じて定める期間において、当該登録名簿登載者を登録がない者とみなすこと（以下この条および次条において「登録効力の停止」という。）ができる。

2 市長は、登録名簿登載者等について贈賄、不正行為等があった場合は、別表第2の左欄に掲げる措置要件の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間の範囲で情状に応じて定める期間において、登録効力の停止をすることができる。

3 市長は、前2項の場合において、当該登録名簿登載者を現に委託業務の入札に関する指名をしているときは、当該指名を取り消すことができる。

（登録効力の停止の解除）

第12条 市長は、登録名簿登載者等が、前条の規定による登録効力の停止に係る事実について責めを負わないことが明らかになったときは、速やかに当該登録名簿登載者に対する登録効力の停止を解除するものとする。

（業者の選定）

第13条 市長は、第2条に規定する業務委託契約について、原則として毎年9月1日における登録名簿登載者（第7条の規定により臨時に登録を

された者を除く。) から業者を選定するものとする。ただし、公募型指名競争入札により受託者を決定する業務については、公告日における登録名簿登載者とする。

(登録の承継)

第14条 市長は、登録名簿登載者の営業を実質的に承継した者について、当該登録の承継を認めることができるものとする。

2 登録の承継について必要な事項は、別に定める。

3 登録を承継することができる者については、第4条の規定を準用する。

(契約保証金)

第15条 登録名簿登載者との契約に際しては、秋田市財務規則（昭和40年秋田市規則第6号）第128条第1項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

別表第1 契約業務において生じた事故等に基づく措置基準（第11条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 契約業務において登録申請書、作業日報等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(過失による粗雑行為)</p> <p>2 市が発注した業務等の施工に当たり、過失により業務等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(契約違反)</p> <p>3 前項に掲げる場合のほか、市が発注した業務等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4 受注した業務等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた業務関係者事故)</p> <p>5 受注した業務等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>認定した日から起算して1月以上12月以内</p>

別表第2 贈賄および不正行為等に基づく措置基準（第11条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 登録名簿に登載された者</p> <p>(2) 登録名簿に登載された者の役員</p> <p>(3) 登録名簿に登載された者の使用人</p> <p>2 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 登録名簿に登載された者</p> <p>(2) 登録名簿に登載された者の役員</p> <p>(3) 登録名簿に登載された者の使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から起算して12月以上24月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>3 別表第1および前2号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、または法令に違反し、業務等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>4 別表第1および前3項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、業務等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>5 秋田市公契約基本条例（平成25年秋田市条例第12号）第7条第2項第3号の規定に従わないとき、又は同項第4号の規定に違反したとき。</p>	<p>認定した日から起算して1月以上12月以内</p>